

公益財団法人日本高等教育評価機構認定マーク取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程第24条第2項、公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価に関する規程第24条第2項及び公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第25条第2項の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）における認定マークの適正な使用を確保することを目的とする。

(認定マーク)

第2条 認証評価の評価結果又は追評価結果（以下「評価結果等」という。）の判定が「適合」となり認定証を交付された大学、短期大学及び専門職大学院（以下「大学等」という。）は、ホームページ、広報誌等の印刷物又は名刺等に貼付する等の方法により、認定マークを使用することができる。

2 認定マークに関する所有権は、本機構に帰属する。

3 本機構は、該当する認定マークを電子媒体で付与するものとする。

(デザイン等)

第3条 認定マークは、次のとおりとする。

平成21年度以前に付与



平成22年度、23年度に付与



平成 24 年度以降に付与



平成 30 年度以降に付与



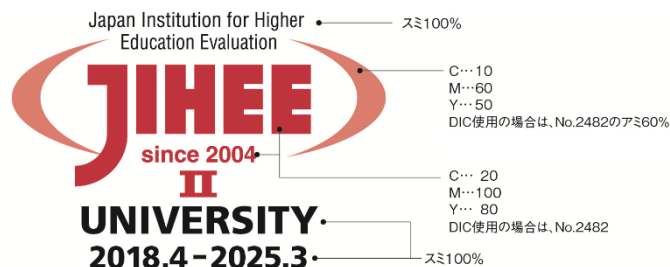
- 2 認定回数は、本機構で認証評価又は追評価を受審し、「適合」の認定を受けた通算の回数とする。ただし、1 回目の認証評価においては表記しないものとする。
- 3 認定期間は、評価結果等の判定において「適合」となった年度から法令で定める次の認証評価を受けるまでの最大の期間とする。
- 4 認定マークを拡大して使用する場合は寸法は自由とし、縮小して使用する場合は以下の寸法を下回らないこととするが、寸法比率の変更をしてはならない。ただし、平成 30 年度以前に付与した認定マークの最低寸法は横 17 mm とし、縦は寸法比率に合わせたものとする。

最低寸法 縦 12 mm × 横 17 mm



- 5 彩色は次に示す2色又は4色の値を基準とするが、黒（＝スミ）、白（＝白抜き）、赤（＝マゼンダ）1色とすることもできる。

2色又は4色の場合



1色の場合

●スミ100%



●白抜き ※背景が黒または、濃い色の場合



●DIC2482 (C20%、M100%、Y80%)



- 6 図案の省略や意匠の付加等の改変をしてはならない。

（使用の停止）

第4条 大学等は、本機構大学機関別認証評価に関する規程第21条、本機構短期大学機関別認証評価に関する規程第21条及び本機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第22条に基づき、適合が取り消されたときには、認定マークの使用を速やかに停止しなければならない。

（委任）

第5条 この細則に定めるもののほか、認定マークの適正な使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第6条 この細則の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

附 則

この細則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月4日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。